

一 信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成十八年金融庁告示第三十四号）

改正案	現行
第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。 一～三十三（略） 三十四 公益財団法人不動産流通推進センター 三十五～三十六（略） 三十七 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 三十八～四十（略） 第二条 法第五十四条第四項第七号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。 一～二十二（略） 二十三 公益財団法人不動産流通推進センター 二十四・二十五（略） 二十六 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 二十七～二十九（略）	第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。 一～三十三（略） 三十四 公益財団法人不動産流通近代化センター 三十五～三十六（略） 三十七 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 三十八～四十（略） 第二条 法第五十四条第四項第七号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。 一～二十二（略） 二十三 公益財団法人不動産流通近代化センター 二十四・二十五（略） 二十六 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 二十七～二十九（略）

二 信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成十八年金融庁告示第三十五号）

改正案	現行
第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。 一〇二十二（略） 二十三 公益財団法人不動産流通推進センター 二十四（略） 二十五 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 二十六〇二十八（略） 第二条 法第九条の九第六項第一号の二に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。 一〇二十一（略） 二十二 公益財団法人不動産流通推進センター 二十三〇二十五（略） 二十六 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 二十七〇二十九（略）	第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。 一〇二十二（略） 二十三 公益財団法人不動産流通近代化センター 二十四（略） 二十五 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 二十六〇二十八（略） 第二条 法第九条の九第六項第一号の二に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。 一〇二十一（略） 二十二 公益財団法人不動産流通近代化センター 二十三〇二十五（略） 二十六 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 二十七〇二十九（略）

三 信用金庫法施行規則第百十八条第四項の規定に基づき信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁告示第三十九号）
大蔵省

改正案	現行
（国内基準行） 第一条（略） 2 金庫の子会社等（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四十二号）第十一条の二第三項に規定する関連法人等が含まれる場合の国内基準行調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した自己資本比率告示第二条の算式における自己資本の額に当該金庫の関連法人等（信用金庫法施行規則第一百七条第二号に規定する関連法人等をいう。）の自己資本比率告示第十一条の算式における自己資本の額に相当する額を加えたものとする。 3（略）	（国内基準行） 第一条（略） 2 金庫の子会社等（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に信用金庫法施行規則第六十九条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）が含まれる場合の国内基準行調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した自己資本比率告示第二条の算式における自己資本の額に当該金庫の関連法人等（信用金庫法施行規則第一百七条第二号に規定する関連法人等をいう。）の自己資本比率告示第十一条の算式における自己資本の額に相当する額を加えたものとする。 3（略）

四 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十五条第四項の規定に基づき協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年大蔵省告示第四十二号）

改正案	現行
1 (略) 2 信用協同組合等の子会社等（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。次項において同じ。）に協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条の二第三項に規定する関連法人等が含まれる場合の調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した自己資本比率告示第二条の算式における自己資本の額に当該信用協同組合等の関連法人等（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十四条第二号に規定する関連法人等をいう。）の自己資本比率告示第十一条の算式における自己資本の額に相当する額を加えたものとする。 3 (略)	1 (略) 2 信用協同組合等の子会社等（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。次項において同じ。）に<u>関連法人等（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第九条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下この項において同じ。）</u>が含まれる場合の調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した自己資本比率告示第二条の算式における自己資本の額に当該信用協同組合等の関連法人等（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十四条第二号に規定する関連法人等をいう。）の自己資本比率告示第十一条の算式における自己資本の額に相当する額を加えたものとする。 3 (略)

五 信用金庫法施行令第十一条第十二項第四号並びに信用金庫法施行規則第百十三条の五第二項、第百十四条第二項及び第四項、第百十五条第一項並びに第百十七条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件（平成二十六年金融庁告示第五十五号）

改正案	現行
（信用の供与等の額から控除される額） 第七条 規則第百十五条第一項第八号に規定する金融庁長官が定める額は、法第八十九条第一項において準用する銀行法第十三条第一項本文に規定する金庫の同一人に対する信用の供与等の額に係る次に掲げる額の合計額とする。 一〇五 （略） 六 規則第百十四条第四項第十一号イ及びハに掲げる勘定並びに自己資本比率告示第七十二条第一項の表百の項の中欄八に掲げる取引（現金又は有価証券による担保の提供に限る。）に係る信用の供与等の額のうち当該信用の供与等を行う原因となった派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合に限る。）を零から差し引いた額 七・八 （略）	（信用の供与等の額から控除される額） 第七条 規則第百十五条第一項第八号に規定する金融庁長官が定める額は、法第八十九条第一項において準用する銀行法第十三条第一項本文に規定する金庫の同一人に対する信用の供与等の額に係る次に掲げる額の合計額とする。 一〇五 （略） 六 規則第百十四条第四項第十号イ及びハに掲げる勘定並びに自己資本比率告示第七十二条第八条第一項の表百の項の中欄八に掲げる取引（現金又は有価証券による担保の提供に限る。）に係る信用の供与等の額のうち当該信用の供与等を行う原因となった派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合に限る。）を零から差し引いた額 七・八 （略）

六 協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条第十二項第四号並びに協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十条の四第二項、第五十一条第二項及び第四項、第五十二条第一項並びに第五十四条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件（平成二十六年金融庁告示第五十七号）

改正案	現行
（合算関連法人等から除かれる者） 第一条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第五十条の四第二項に規定する金融庁長官が定める者（信用の供与等（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号。以下「法」という。）第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条、第四条及び第七条において同じ。）を行う者が信用協同組合等である場合に限る。）は、次に掲げる者とする。 一 （略） 二 他の法人等（協同組合による金融事業に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第一項第一号に規定する法人等をいう。）の子会社（令第三条第四項に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。）又は子法人等（令第三条の二第二項に規定する子法人等をいい、子会社に該当するものを除く。）（前号に掲げる者を除く。） 三〇五 （略）	（合算関連法人等から除かれる者） 第一条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第五十条の四第二項に規定する金融庁長官が定める者（信用の供与等（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号。以下「法」という。）第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条、第四条及び第七条において同じ。）を行う者が信用協同組合等である場合に限る。）は、次に掲げる者とする。 一 （略） 二 他の法人等（協同組合による金融事業に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第一項第一号に規定する法人等をいう。）の子会社（令第三条第四項に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。）又は子法人等（令第三条の二第二項に規定する子法人等をいい、子会社に該当するものを除く。）（前号に掲げる者を除く。） 三〇五 （略）

[